

奈良県選挙管理委員会告示第四十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設について、次のとおり名称及び所在地の変更があった。

平成二十八年七月八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

名 称		所 在 地
新	特別養護老人ホーム水杜・水がたり	五條市野原西三丁目三番四一号
旧	特別養護老人ホーム祥水園	五條市野原東六丁目五番三七号